

児童手当制度改正のお知らせ

— 令和6年10月分(12月支給分)から手当が拡充されます —

大切なお知らせです。必ずご確認ください。

拡充内容について

(1) 支給期間が高校生年代まで延長されます

高校生年代には児童1人につき月1万円が支給されます。(第3子以降月3万円)

※高校生年代とは、平成18年4月2日から平成21年4月1日生まれの方です。

(2) 第3子以降の支給額が3万円になります

改正前 手当の支給対象は中学3年生まででしたが、子の人数を数える場合は、18歳年度末(18歳到達後、最初の3月31日)までの子を数え、第3子以降の加算を受けられるのは小学生まででした。

改正後 手当の支給対象は高校生年代までですが、子の人数を数える場合は、保護者に経済的負担がある22歳年度末(22歳到達後、最初の3月31日)までの子を数え、第3子以降の加算は高校生年代まで受けられます。

子が3人以上いる、かつ、保護者に経済的負担のある18歳年度末から22歳年度末までの子を監護している場合は、**「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出が必要です。**

児童の年齢	児童1人あたりの手当額	
	第1子・第2子	第3子以降
3歳未満	15,000円	30,000円
3歳から高校生年代	10,000円	30,000円

例

大学生1人 手当対象外 カウント1人目
高校生1人 月額1万円 カウント2人目
小学生1人 月額3万円 カウント3人目
⇒ 3人兄弟の月額合計 4万円



※大学生と表記しているのは、受給者に経済的負担がある18歳年度末以降22歳年度末までの子としてわかりやすく例示しています。

(3) 所得制限が撤廃されます

・所得が所得上限限度額以上のため手当が支給対象外だった方は、認定請求書を提出することで手当を受給できます。

・手当区分が特例給付(児童1人につき1ヵ月5,000円)だった方は手続き不要で手当が増額されます。

(4) 支給回数が年6回になります

改正前は支払月の前4ヵ月分を6月、10月、2月の年3回支払っていましたが、令和6年10月分(12月支給分)より、支払月の前2ヵ月分を4月、6月、8月、10月、12月、2月の年6回支払います。

4月支払	2月・3月分	10月支払	8月・9月分
6月支払	4月・5月分	12月支払	10月・11月分
8月支払	6月・7月分	2月支払	12月・1月分

お問い合わせ先

大野市子ども支援課(結とぴあ1階 1番窓口)

〒912-8666 大野市天神町1-1

電話: 0779-64-5140

mail: kodomo@city.fukui-ono.lg.jp